

「インターンシップの更なる充実に向けて 議論の取りまとめ」等を踏まえた
「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」に係る留意点について
～より教育的効果の高いインターンシップの推進に向けて～

平成29年10月25日
文 部 科 学 省
厚 生 労 働 省
経 済 産 業 省

インターンシップのより一層の推進を図るため、平成9年9月に、当時の文部省、通商産業省、労働省において、インターンシップに関する共通した基本的認識や推進方策を取りまとめた「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」（以下「基本的考え方」といいます。）を作成し、以降、政府、大学等、産業界が協働し、インターンシップの普及・推進を図ってきたところです。

その後、徐々に拡大してきたインターンシップですが、単位認定を行うインターンシップへの学生の参加率はいまだ低い状況です。また、大学等のインターンシップへの関与が弱い場合も見受けられ、たとえば事前・事後学習が実施されず十分な教育的効果が発揮できていないなど、インターンシップの量的拡大・質的充実が課題となっており、政府としてもその対応に取り組んできたところです。

こうした状況を踏まえ、これまで同様「基本的考え方」に則りつつ、より教育的効果の高いインターンシップの実施に当たっては、以下の事項についても、ご留意くださいますようお願いいたします。

1. 就業体験を伴わないプログラムをインターンシップと称して行うことは適切ではない

インターンシップについては、就業体験を伴うことが必要です。

一方で、いわゆるワンデーインターンシップなど短期間で実施されるプログラムの中には、就業体験を伴わず、企業等の業務説明の場となっているものが存在することが懸念されます。

インターンシップの信頼性の確保や教育的効果の向上のため、こうしたプログラムをインターンシップと称して行うことがないようご留意ください。

また、就業体験を伴わないプログラムについては、インターンシップと称さず、実態に合った別の名称（例：セミナー、企業見学会）を用いてくださいますようお願いいたします。

2. より教育的効果の高いインターンシップの推進を図る

前述のとおり、インターンシップについては、就業体験を伴うことが必要であるとともに、大学等の教育の一環として位置付けられるものであることから、学生のインターンシップへの参加状況の把握や学修へのつながり・気づきの確認、事前・事後教育の機会の提供など 大学等が積極的に関与することが重要です。

また、インターンシップを正規の教育課程に位置付ける場合には、「基本的考え方」に則りつつ、インターンシップの実施期間については、より教育的効果を高める観点から、5日間以上の実習期間を担保することが望まれます。

地域の事情や企業規模等により、連続した5日間の実習が困難な場合は、事前・事後学習との組み合わせや、5日間で複数の企業において実習を行う等の形態も可能であると考えられますが、教育プログラムとして単位認定を行うものであれば、可能な限り連続した5日間とするなど、一定期間のまとまりにより職業生活を体験することが有益であると考えられます。

以上の点をご理解いただき、より教育的効果の高いインターンシップの推進・普及に御協力くださいますようお願いいたします。